平成２４年（フ）第１９号
宮城県気仙沼市田谷２番地８
債務者　村上　一郎
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第７５号
秋田県男鹿市船越字一向67番地111
債務者　清水　健寿
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７９号
秋田市横森５丁目19番14号
債務者　鎌田　孝子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８３号
秋田県男鹿市北浦北浦字忍田98番地
債務者　福嶋　義人
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０号
秋田市桜ガ丘４丁目２番地１　県営住宅５―104号
債務者　小田島米子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９号
秋田県大仙市大曲田町12番10号　セントラルレジデンス田町Ａ―102
債務者　村上　恭子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第２３６号
福島県田村郡小野町大字浮金字原308番地の７
債務者　中野　武夫
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
福島県郡山市日和田町高倉字南台26番地の５
債務者　鈴木　トミ
1　決定年月日時　平成24年４月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
茨城県神栖市石神508番地３
債務者　大坂美由紀
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２４年（フ）第１３号
茨城県神栖市大野原７丁目５番57―203号　コスモシティー大野原Ｂ
債務者　山川美枝子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１３３号
群馬県桐生市菱町１丁目3401番地の１　県営74号、申立時の住所群馬県桐生市菱町２丁目3507番地の８
債務者　壁田　　操
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５０号
千葉市花見川区花見川９番６棟208号
債務者　松川　　清
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１５１号
千葉市花見川区花見川９番６棟208号
債務者　松川加代子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２５５号
千葉県市原市辰巳台東３丁目19番地８　ロイヤルユキ辰巳203号
債務者　白井　甲江
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２６０号
千葉県市原市青葉台６丁目26番地11
債務者　齋藤　重行
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７１号
千葉県船橋市海神２丁目３番22号　第２有明荘102号
債務者　金杉　忠光
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２７６号
千葉市中央区椿森２丁目８番14号　寿々木コーポ205号
債務者　高橋あけみ
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第２８１号
千葉県船橋市上山町３丁目517番地
債務者　鷹木　正廳
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係